

平成 23 年度千葉県国民健康保険調整交付金交付基準について

1. アンケート実施年月日

平成 23 年 8 月 10 日付け 保指第 1002 号にて依頼

2. 実施結果

別添のとおり

3. 平成 23 年度県調整交付金の配分についての考え方について

(1) 目標収納率の達成状況や収納率向上の取組に対する配分について

アンケート結果では、

ア 定額方式	7 団体
イ ポイント方式	14 団体
ウ 定額方式+ポイント方式	32 団体
エ その他	1 団体

であったことから、「ウ 定額方式+ポイント方式」とし、具体的な配分方法については、別添「交付基準(案)」2(2)イ及び2(2)ウ③エのとおりとしたい。

(2) 子ども医療費助成に係る国庫負担金減額分の補填方法について

アンケート結果では、

ア 従来どおり、翌年度に全額補填	45 団体
イ 補填額の比率を下げる	0 団体
ウ 補填額の上限を定めて配分	9 団体
エ その他	0 団体

であったことから、平成 23 年度の配分については、従来どおり全額補填としたい。

ただし、平成 22 年度療養給付費負担金の実績が確定前であり、また、小 1～小 3 が通年で対象となる平成 23 年度以降の子ども医療費助成全体の減額規模が不明であることから、今後もその状況を注視しつつ、必要に応じ配分について検討をしていきたい。

(平成 23 年度の配分基準については、「交付基準(案)」2(4)②参照)

(3) 交付基準全般の見直しについて

アンケート結果については別添のとおりだが、そのうち

- ア 「Ⅲ①イ 遡及賦課の実施」については
○ (継続) 11 △ (見直し) 1 × (廃止) 42
- イ 「Ⅲ③エ 高水準収納率評価」については
○ 3 △ 3 × 48
- ウ 「Ⅳ②ウ 届出勧奨」については
○ 15 △ 1 × 38

であったことから、県(案)のとおり廃止としたい。

また、県(案)で△としていた

- ア 「Ⅲ③イ 現年度収納率評価」については、
○ 16 △ 34 × 4
- イ 「Ⅲ③ウ 滞繰分収納率評価」については
○ 14 △ 36 △ 3

であった。

このうち、アについて、平成22年度事業年報から現年度収納率を算定したところ、収納率が前年度と比較して上昇した団体は38であった。

現年度収納率について近年の動向を見てみると、前年度比で上昇した団体の状況は以下のとおりである。

年度	現年度収納率上昇団体	最大上昇幅
18	33	2.01ポイント
19	32	1.61ポイント
20	0	—
21	8	2.34ポイント
22	38	4.95ポイント

また、平成22年度から7・5・2割軽減が保険者の任意で選択できるようになったことから、当該年度に同制度を導入した27団体の状況を見てみると、収納率が上昇した団体は19団体であり、平均で0.56ポイント上昇している。(導入していない団体のうち、20団体で収納率が上昇したが、平均で0.20ポイントの上昇にとどまっている。)

こうしたことにより、平成22年度の現年度分収納率の上昇については、7・5・2割軽減制度導入が原因の1つと考えられることから、平成23年度の配分基準については、「交付基準(案)」2(1)ウ③イのとおり、

平成22年度に7・5・2割軽減制度を導入した団体に限り（導入初年度のみ対象）、収納率上昇分を0.04%の上昇につき1ポイントとすることとしたい。

（平成24年度の配分基準についても、平成23年度に7・5・2割軽減制度を導入している団体があることから、同様の取扱いとしたい。）

さらに、イについては、平成21年度と同様、22団体で収納率が上昇していることから、平成23年度の配分基準については、従来のとおりとしたい。

なお、7・5・2割軽減制度導入が一段落した段階で、あらためて収納率上昇分（現年度分、滞納繰越分）に対する配分基準について検討したいと考えている。

（4）その他

アンケート調査では特に触れなかった事項について、以下のとおりとしたい。

ア 「Ⅱ⑤エ 出産育児一時金受取代理規定」について

平成22年度限りとしていたことから、予定どおり廃止としたい。

イ 「Ⅲ③ア 口座振替・納付組織加入50%以上」について

口座振替・納付組織加入率の向上については、保険料（税）収入の安定確保、保険者の徴収担当職員の事務軽減等、様々なメリットがあると考えている。

従来の配分基準では、「国保全世帯」に対する割合ということで算定していたが、財政安定化等連携会議の場で、「特別徴収世帯については、算定から外すべき」との意見があり、検討した結果、「国保全世帯（特別徴収実施世帯を除く。）に対する口座振替加入世帯割合と納付組織加入世帯割合の合計が50%以上であること。」と修正したい。

ウ 「Ⅳ①ア 適用適正化調査」について

適用適正化調査については、国保における適正な資格適用を促進する観点から、例年、強化月間を設けて実施していただくとともに、県の保険者指導等の場において指導しているところであるが、その取組状況は様々な事情等により各保険者によって相違があるように見受けられる。

については、各保険者の取組状況により配分を変更したいと考えているが、適用適正化調査に関しては、前年度の調査実績を基礎資料として配分していることから、

① 各保険者は、平成24年度の適用適正化調査の実施方法について検

討し、各保険者の実情にあった調査を実施する。

② 平成23、24年度については、従来の配分基準とする。

（「交付基準（案）2（3）①ア」のとおり）

③ 平成25年度の配分から、「交付基準（案）2（3）①ア破線枠」の
とおりとする。

としたいと考えている。